

富山県告示第74号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援・就労継続支援B型	令和6年2月29日	1610200667	クーネス株式会社	高岡市東上関 314番地	おかげさま	高岡市中川町1番14号

富山県告示第75号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変更前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡入善町櫛山 728番から	変更前		最大 7.0 最小 6.4	52.0	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡入善町櫛山 728番まで	変更後		最大 7.6 最小 6.5	52.0	

県道 富山港線	富山市西宮町19番13地先から	変更前	最大 11.1 最小 10.1	22.2	富山土木センター
	富山市西宮町19番20地先まで	変更後	最大 11.6 最小 10.1	22.2	
県道 東老田白石線	富山市東老田 777番から	変更前	最大 10.3 最小 5.3	160.6	富山土木センター
	富山市東老田 796番1まで	変更後	最大 12.8 最小 7.5	160.6	

富山県告示第76号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡入善町柵山 728番から 下新川郡入善町柵山 728番まで	令和6年3月1日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 富山港線	富山市西宮町19番13地先から 富山市西宮町19番20地先まで	令和6年3月1日	富山土木センター

富山県告示第77号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県教育文化会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

富山県告示第78号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県高岡文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

富山県告示第79号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県新川文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第80号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県利賀芸術公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）第13条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、富山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験日及び時間

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

令和6年7月7日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士試験

令和6年7月28日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

令和6年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士試験

令和6年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

イ 木造建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

イ 木造建築士試験

富山市新総曲輪4 - 18 富山県民会館

3 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

(1) 受付期間

令和6年4月1日（月）午前10時から4月15日（月）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる申し込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和6年4月8日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

令和6年8月26日（月）（予定）

(2) 設計製図の試験の合格者の発表（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

令和6年12月5日（木）（予定）

5 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（水準測量）

2 作業期間

令和6年3月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

富山市、魚津市、滑川市、黒部市、射水市、下新川郡入善町